

ハンセン病隔離政策の過ちと償い

- 「らい予防法」廃止（1996年）とその後

講 師 橋内 武（本学名誉教授）

司 会 永水 裕子（本学法学部教授）

日 時 2019年12月5日(木)

11時00分～12時30分(2 限目)

会 場 2号館2-301教室（ハイビジョンシアター）

*聴講無料で、事前申込みは必要ありません。皆様のお越しをお待ちしております。

苛烈な差別意識が刻印された病-「ハンセン病」。近代日本におけるハンセン病とは、「不治の病」から「治癒の病」へ、甚大な「人生被害」から「人権回復」への歴史的変遷を示すものである。2019年10月4日に召集された臨時国会にハンセン病元患者家族補償法案と改正ハンセン病問題基本法案が提出され、11月15日議員立法により成立した。そのような時機に、各地の療養所及び国立ハンセン病資料館・国立重監房資料館を訪問・見学してきた講師から、隔離政策の過ちと償いの観点からハンセン病問題を論じていただきます。

橋内 武（はしうち たけし）

1989年4月文学部新設に当たり着任。
改組転換により国際教養学部教授。
2014年3月定年退職。
専門は応用言語学・社会言語学・法と言語。
近年の関心はヘイトスピーチ、日本語学校問題、ハンセン病問題である。

【著書・論文】
単著『パラグラフ・ライティング入門』
『ディスコース』共編著『法と言語』等
論文「強制隔離政策下の療養所生活-長島2園を中心に」『桃山学院大学総合研究所紀要』第44巻3号（2019年3月刊）pp.31-73他多数



講師近影（自宅前にて）

人権週間

1948年12月10日の国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、1950年にこの宣言が採択された「12月10日」を記念して「世界人権デー」と定め、加盟国に記念する事業を実施するように呼びかけられました。日本では1949年から12月10日を最終日とする12月4日～10日までの1週間を「人権週間」と定め、毎年人権尊重のための啓発活動を推進しています。桃山学院大学においても、この人権週間にあわせて「人権週間講演会」を企画・開催しています。